



日米会計基準の比較

制度調査部

齋藤 純

【要約】

国際会計基準と米国基準、又は国際会計基準と日本基準の間に見られるように、会計基準間の差異の縮小を図り、国際的に会計基準を収斂させようとする動きが加速している。

本稿では、会計基準のコンバージェンスを考える端緒として、日米の会計基準を比較し、主な相違点をまとめる。

国際的な会計基準のコンバージェンス(収斂)が加速している。2002年10月のいわゆるノーウォーク合意により、IASB(国際会計基準審議会)とFASB(米国財務会計基準審議会)が会計基準の収斂に向けて強調していくことを表明して以降、両者の間では、会計基準の収斂に向けた作業が進められている。

わが国とIASBとの間でも、2004年10月、会計基準のコンバージェンスを最終目標として現行の会計基準の差異を縮小していくための共同プロジェクトの立上げが発表された。第1回目の会合は2005年3月11日に開催され、第1フェーズでの検討項目として、次の5項目取り上げることで合意している。

棚卸資産の評価基準
セグメント情報
関連当事者の開示
在外子会社の会計基準の統一
投資不動産

かたや、EUにおいては、域内で資金調達を行う企業(EU域外企業も含む)に対してIAS/IFRS(国際会計基準/国際財務報告基準)による連結財務諸表の作成を義務付けた。これはEUで資金調達するEU域外企業にも適用されるため、EU域外の第三国の会計基準について、IAS/IFRSとの「同等性評価」が進められている。

「同等性評価」とは、EU域外の国の会計基準とIAS/IFRSとを比較するもので、IAS/IFRSと同等と評価された会計基準については、その会計基準により作成される財務諸表はEU域内でそのまま使用できる。IAS/IFRSと同等か否かは、CESR(欧州証券規制委員会)による技術的助言をもとに、最終的にはEC(欧州委員会)が決定することとなっている¹。

¹ 第三国会計基準の同等性評価については、次の制度調査部情報を参照。

- ・ 齋藤 純「日本の会計基準は国際会計基準と同等か? EUで進む第三国GAAPの同等性評価プロジェクト」2004年11月18日
- ・ 齋藤 純「会計基準の同等性評価への金融庁等のコメント EUで進む第三国GAAPの同等性評価プロジェクト」2005年1月5日

また、ここでいう「第三国」とは基本的には EU 域外のすべての国を指すが、現在 EC が進めている同等性評価では、日本、米国及びカナダの会計基準を対象しているため、当面はこの 3 ヶ国を意味することとなる。

今後も国際的な会計基準のコンバージェンスに向けた動きは、着々と進行していくだろう。本稿では、会計基準のコンバージェンスを考える端緒として、日米の会計基準を比較し、主な相違点をまとめる。

< 日米会計基準の主な相違点 >

	日本基準	米国基準
連結等の範囲の判定	いわゆる支配力基準により連結等の範囲を判定する。	いわゆる持株基準により連結等の範囲を判定する。
子会社	次の場合は子会社に該当する。 <ul style="list-style-type: none"> ・他の会社の議決権の 50% 超を保有している場合 ・議決権保有割合が 40% 以上 50% 以下で、緊密な関係者の議決権と合わせて過半数を有する場合や、取締役の過半数を派遣しているような場合 ・緊密な関係者が有する議決権と合わせて過半数を保有し、取締役の過半数を派遣しているような場合 	他の会社の議決権の 50% 超を直接又は間接に保有する場合には、連結の範囲に含む。
関連会社	次の場合は関連会社に該当する。 <ul style="list-style-type: none"> ・子会社以外の他の会社の議決権の 20% 以上を保有している場合 ・議決権保有割合が 15% 以上 20% 未満で、子会社以外の他の会社に影響を与えることができる者が代表取締役等に就任している場合 ・緊密な関係者が有する議決権と合わせて 20% 以上を保有し、子会社以外の他の会社に影響を与えることができる者が代表取締役等に就任している場合 	直接及び間接に保有する議決権割合が、20% 以上 50% 未満で、重要な影響力を持つと推測される場合は、関連会社に該当する。
特別目的会社等 (SPC・SPE) の連結	適正価額で譲り受けた資産から生ずる収益を、特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的に設立されており、特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社は特別目的会社への出資者や資産の譲渡者の子会社には該当しない。 ただし、資産の譲渡者が特別目的会社が発行した劣後債券を所有している場合等、損失の負担を行う可能性がある場合には、必要な額を費用計上する。	資産を適格 SPE (資産の譲渡人とは明確に区分されていること、一定の資産のみを保有することなどの要件を満たす SPE) に譲渡した場合は、連結の対象とはしない。 適格 SPE 以外の SPE については、VIE (持分変動事業体) の概念が適用される。VIE の主たる受益者 (事業体の予想損失の過半を負うか、期待残余利益の過半を受ける企業) は、当該 VIE を連結に含める。
四半期開示	「四半期財務・業績情報」として開示を義務付け。連結ベースの売上高、営業利益、経常利益、四半期純利益等を記載する。 四半期財務諸表に関する基準はない (現在は、証券取引所による開示制度)。	期中財務報告 (中間財務報告及び四半期財務報告) として開示を義務付け。最低限の開示項目として、売上高、包括利益、1 株あたり利益、事業セグメントの処分、異常・非計上項目、偶発事象、会計方針の変更等が該当。 会計基準として整備されている。
自己株式の表示	資本の部から控除する。	資本の部から控除する。

	日本基準	米国基準
包括利益の開示	包括利益に関する規定はない。	当期純利益と純資産の変動につながるが損益計算書には計上されない額(為替換算調整勘定、売却可能有価証券の評価損益など)との合計額を、「包括利益」として開示。 「包括利益」は、損益計算書、包括利益計算書、株主持分変動計算書のいずれかにおいて開示する。
棚卸資産の評価方法	原価法と低価法の選択。	低価法のみ。
金融商品会計		
期末評価	保有有価証券を、「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「その他有価証券」に区分し、売買目的有価証券とその他有価証券について時価評価を行う。 その他有価証券の期末の時価については、期末前1ヶ月間の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。	保有有価証券を、「売買目的有価証券」「満期保有目的有価証券」「売却可能有価証券」に区分し、売買目的有価証券とその他有価証券について時価評価を行う。
その他有価証券の評価損益の処理方法	その他有価証券(米国基準でいう「売却可能有価証券」)の評価損益については、次のいずれかの方法で処理する。 評価損益の合計額を、損益計算書を経由せずに、貸借対照表の資本の部に計上 評価益は と同様に処理し、評価損は損益計算書に計上	売却可能有価証券(日本基準でいう「その他有価証券」)の評価損益は、損益計算書を経由せずに、貸借対照表の資本の部に計上する。 最終的には「包括利益」に含まれる(「包括利益の開示」を参照)。
ヘッジ会計	ヘッジ取引としては、ヘッジ対象の資産又は負債に係る相場変動を相殺するヘッジ取引と、ヘッジ対象の資産又は負債のキャッシュ・フローを固定してその変動を回避するヘッジ取引がある。 ヘッジ会計の方法としては、繰延ヘッジ会計、時価ヘッジ会計、金利スワップを利用した特例がある。	資産、負債又は確定契約の公正価値の変動を相殺するヘッジ取引と、予定されている取引のキャッシュ・フローの変動を回避するヘッジ取引がある。
固定資産の減損会計	2005年4月1日以降開始する事業年度から適用義務付け。2004年3月期からの早々期適用、2005年度(2004年9月中間期)からの早期適用あり。	
減損の判定	「将来キャッシュ・フロー(割引前) < 帳簿価額」の場合に減損損失を認識する必要がある。	「将来キャッシュ・フロー(割引前) < 帳簿価額」の場合に減損損失を認識する必要がある。
減損損失の測定	「将来キャッシュ・フロー(割引後)と正味売却価額のいずれが高い方」と「帳簿価額」との差額を減損損失として計上。	「公正価値(時価)」と「帳簿価額」との差額を減損損失として計上。

	日本基準	米国基準
税効果会計		
基本的な会計処理方法	一時差異に係る税金の額を適切な会計期間に配分し、計上しなければならない。将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金等については、一時差異と同様に取り扱う。 一時差異等に係る税金の額は、将来、回収等が見込まれない額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上する。	すべての一時差異、繰越欠損金及び税額控除について、繰延税金資産又は繰延税金負債を認識する。
繰延税金資産の回収可能性の判断	過去の業績、将来の課税所得見積額、将来加算一時差異の解消額などを判断材料として、繰延税金資産の回収可能性を判断する。将来、回収が見込まれない繰延税金資産については、評価性引当金等として注記。	繰延税金資産の回収可能性(回収されない可能性が50%を超えるか否か)により判断する。 回収されない可能性が高い繰延税金資産については、評価性引当金として計上。
退職給付会計		
債務の概念	PBO(会計基準上は「退職給付債務」)	PBO
退職給付に係る負債計上額	退職給付債務 ± 未認識過去勤務債務 ± 未認識数理計算上の差異 - 年金資産 (= 退職給付引当金)	退職給付債務 ± 未認識過去勤務債務 ± 未認識数理計算上の差異 - 年金資産
過去勤務債務の処理方法	各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定年数で按分した額を償却する。ただし、退職従業員に係る過去勤務債務は、発生時に全額を費用処理できる。	給付を受けるであろう各従業員(制度の修正時点で在職している従業員)の将来勤務期間又は平均残存勤務年数にわたり均等償却する。
数理計算上の差異の処理方法	各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定年数で按分した額を償却する。	一定の範囲(コリドー：回廊)を超える差異について、平均残存勤務年数にわたり償却する。
リース会計		
リース取引の会計処理	ファイナンス・リースは、原則として、売買処理(オンバランス)。ただし、所有権が借り手に移転しないファイナンス・リースは、例外として、賃貸借取引(オフバランス)が認められる。 オペレーティング・リースは、賃貸借処理。	ファイナンス・リース(キャピタル・リース)はすべて売買処理(オンバランス)。 オペレーティング・リースは、賃貸借処理。
ファイナンス・リースの定義	リース契約に基づくリース期間の中途において契約を解除できないリース取引等で、借手がリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受でき、かつ、リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担するリース取引を、ファイナンス・リースという。	次のいずれかに該当するリース取引は、ファイナンス・リースに分類される。 <ul style="list-style-type: none"> ・リース期間終了時点で借手にリース物件の所有権が移転する ・割安購入オプションが組み込まれている ・リース期間がリース物件の見積経済年数の75%以上である ・リース期間開始時の最低リース料支払額の現在価値が、リース開始時のリース資産の公正価値の90%以上である

	日本基準	米国基準
企業結合会計	2003年10月に「企業結合に係る会計基準」が設定され、2006年4月1日以後開始する事業年度から適用予定。	
会計処理方法	基本的にパーチェス法により処理するが、結合後企業に対する結合当事企業の議決権比率が45:55の範囲内にあるなど、一定の要件を満たす企業結合は、持分プーリング法により処理する。	すべての企業結合をパーチェス法で処理する。
のれんの取扱い	資産に計上し、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって規則的に償却する。	のれんの償却は行わない。 決算期ごとに減損テストを行い、減損が生じている場合に損失を計上する。
負ののれんの取扱い	負債に計上し、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって規則的に償却する。	資産から控除する。控除し切れない額は、異常利益として計上する。
ストック・オプション会計	ストック・オプションに関する会計基準は存在しない。現在、企業会計基準委員会(ASBJ)で検討中。	費用計上を義務付ける会計基準が2004年12月に確定。2005年6月15日以後に開始する事業年度から適用される。
基本的な会計処理方法	2004年12月に公表された公開草案では、ストック・オプションの公正な評価額の費用計上を義務付ける。 早ければ、2006年4月1日以後に開始する事業年度に付与されるストック・オプション等に適用(内容が変更される可能性あり)。	公開会社の場合、付与日にストック・オプションの公正価値を測定し、付与日から権利確定日までの期間にわたり按分して費用計上する。
費用の相手勘定	新株予約権として、資本と負債の中間に計上する。	資本の部に計上する。
条件変更	条件変更後のストック・オプションの公正な評価額が、当初付与したストック・オプションの付与日の公正な評価額を上回る場合には、当初の費用計上額に代え、条件変更日の公正な評価額に基づき費用計上を行う。 条件変更後のストック・オプションの公正な評価額が、当初付与したストック・オプションの付与日の公正な評価額を下回る場合は、当初の取扱いを継続する。	条件変更後のストック・オプションの公正価値が、当初付与したストック・オプションの変更直前の公正価値を超過する部分を費用として計上する。